

1章 計画の基本方針

1. 計画の趣旨

白井市国民健康保険保健事業実施計画(以下「データヘルス計画」という。)は、『国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について』(平成 26 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局長通知)の内容を踏まえ、健康・医療情報を活用して、PDCA サイクル¹に沿った保健事業の実施及び評価を行うために策定するものです。

白井市国民健康保険は、この計画に基づいて、生活習慣病²対策をはじめとした、被保険者の健康保持増進及び疾病予防に取り組み、効果的かつ効率的な保健事業を実施していきます。

2. 背景

国民健康保険(以下「国保」という。)の保険者は、『国民健康保険法』(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 1 項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行うように努めなければならないこととされています。

近年、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきていることから、被保険者本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、その特徴に応じて生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者が支援していくことが必要となっています。

このような生活習慣の改善に向けた取り組みは、個々の被保険者の生涯にわたる生活の質の維持及び向上に大きく影響し、ひいては医療費全体の適正化にも資するものとなります。

また、特定健康診査³(以下「特定健診」という。)の実施や診療報酬明細書⁴等(以下「レセプト」という。)の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム(以下「KDB システム」という。)等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んできました。

こうした中、『日本再興戦略』(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、“全ての健康保険組合に対し、レセプト・健診情報等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国民健康保険が同様の取り組みを行うことを推進する。”と、保険者がレセプト・健診情報等を活用した保健事業を効果的に実施することと

¹ Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善)を繰り返し、効率的に事業を行うサイクルを PDCA サイクルという。

² 好ましくない生活習慣が原因となって発症する疾患の総称である。代表的なものに、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などがある。

³ 厚生労働省により平成 20 年 4 月から保険者に義務づけられた健康診査で、メタボリックシンドロームの発症リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重度化の抑止を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的としている。

⁴ 被保険者が受けた診療について、保険医療機関及び保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用する明細書を指す。

されました。

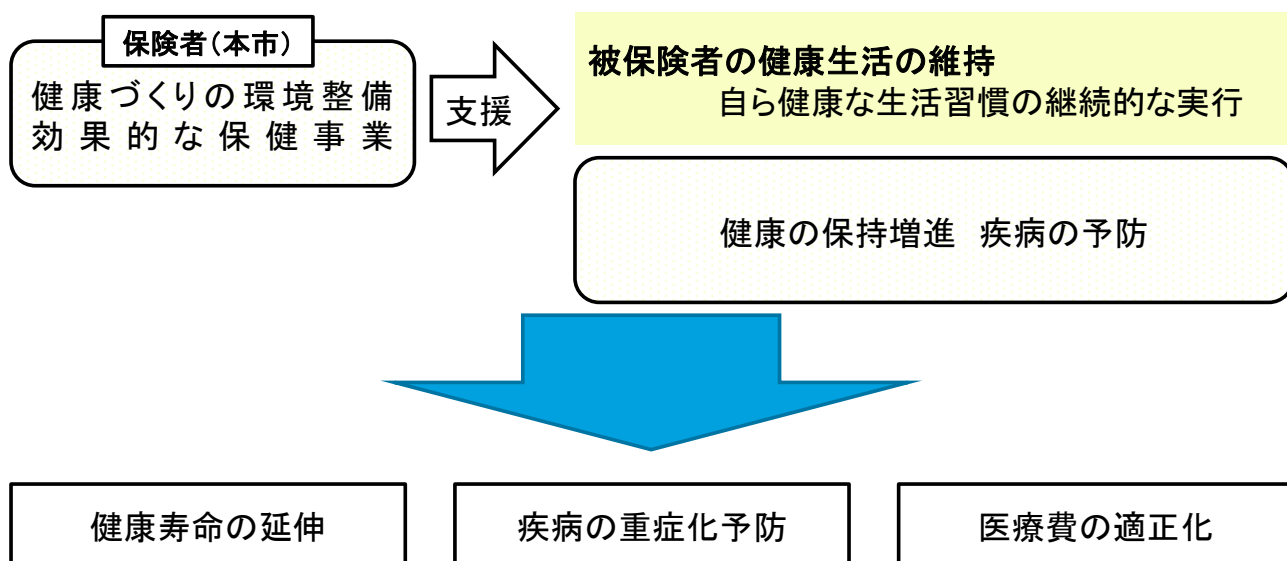
これを受けて、厚生労働省において、平成 26 年 3 月に『国民健康保険に基づく保健事業の実施等に関する指針』を改正し、市町村国保も、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するための計画『データヘルス計画』を策定し、実施及び評価を行うこととなりました。

3. 計画の基本方針

本市では、平成 20 年 3 月に『白井市特定健康診査等実施計画』を策定し、特定健診・特定保健指導⁵を開始しました。その後、平成 25 年 4 月には、医療費及び特定健診・特定保健指導の現状等を踏まえて、『第 2 期白井市国民健康保険特定健康診査等実施計画』（以下『第 2 期特定健診等実施計画』という。）を策定し、実施率向上に向けて受診勧奨や制度の普及啓発等の取り組みを進めてきました。

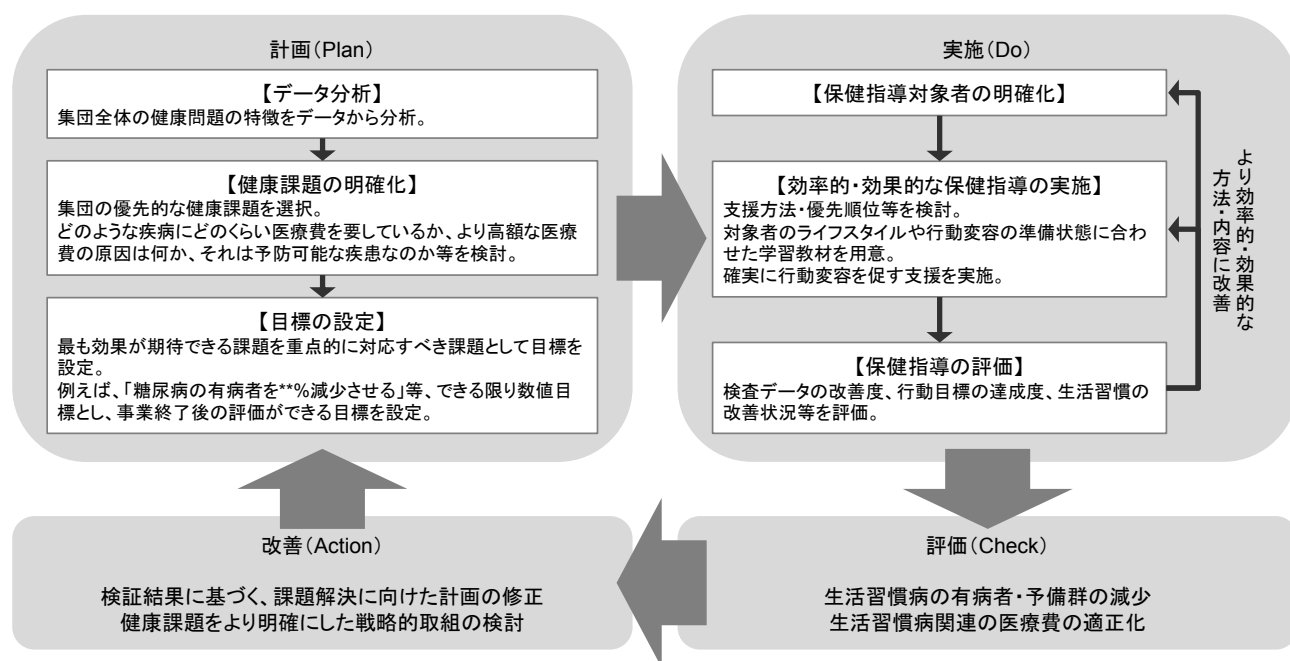
今後はさらに、被保険者の健康寿命の延伸に向け、特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、本市国保被保険者の健康の維持・生活習慣の継続的な取り組みを支援します。これにより、被保険者の健康の保持増進及び継続的な疾病の予防（生活習慣病の早期発見・早期治療等）を目指し、併せて、医療費の適正化に取り組みます。

図 1 保険者の役割



⁵ 特定健診の結果において、厚生労働省が定める基準値に該当する方を対象に、保健師等が生活習慣を見直すために実施するサポートのことを指す。

図 2 データヘルス計画を推進するための PDCA サイクル



出典：厚生労働省 標準的な健診・保健指導 プログラム【改訂版】(改)

4. 計画の位置づけ

本計画は、『保健事業実施指針』に基づき、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための実施計画です。

本市が定める『第 2 期特定健診等実施計画』と並行して計画を推進するとともに、本市の健康増進施策の基本的な計画である『第 2 次しろい健康プラン』との整合性を図るものとします。

5. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度中に策定し、計画期間を『第 2 期特定健診等実施計画』の実施期間（平成 25 年度～平成 29 年度）の最終年度と整合させ、平成 29 年度までとします。

計画策定後は、保健事業の見直しを進めるとともに、次期白井市国民健康保険データヘルス計画については、平成 29 年度に策定予定の『（仮称）第 3 期白井市国民健康保険特定健康診査等実施計画』と一体的に策定及び運用を図ることとします。

6. 国保データベース(KDB)システムの取り扱い

本計画の策定に当たり、国や県及び同規模市町村との比較が必要な分析については、主に KDB システムより得られる情報を参考資料として活用しています。

KDB システムとは、国民健康保険団体連合会が各種業務を通じて管理している健診や医療、介護の情報に基づき、各種統計情報や個人の健康に関するデータを作成し、保険者に情報提供することで、効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために作られたシステムです。

KDB システムの導入により、これまで行ってきた健康づくりに関するデータの作成が効率化され、地域の現状や健康課題が把握できるだけでなく、統一された指標・基準で国や県及び同規模市町村とも比較することができるため、保険者の特性に合わせた保健事業の展開が期待されています。